

株 主 各 位

東京都千代田区九段南4丁目2番11号

ニッシン債権回収株式会社
代表取締役社長 森 泉 浩 一

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、平成23年6月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合〕

パソコンから議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com> 又は <https://daiko.mizuho-tb.co.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって、平成23年6月23日（木曜日）午後6時までに賛否をご入力下さいますようお願い申し上げます。なお、詳細は巻末の「インターネットでの議決権行使について」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北4丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷 6階「霧島」
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第10期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第10期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役3名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面に議案に対する賛否の表示のない場合は、賛成の表示があったものとして取扱いいたします。
- (2) インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nissin-servicer.co.jp>) に掲載させていただきます。

事業報告

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、輸出及び生産の増加や企業収益の一部に持ち直しの動きが見られたものの、失業率は高水準にあり、雇用・所得環境は依然厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、資産と負債の圧縮及びコストの削減、受託業務の拡大等による資金効率を高めた収益構造への転換を図ることを重点課題とし、経営改善に努めております。

当連結会計年度の営業収益につきましては、金融機関による不良債権処理が減少していることから、新たな不良債権の買取は低調に推移いたしました。既存保有債権の回収に努めたことから、買取債権回収高が4,748百万円(前連結会計年度比8.8%減)、不動産賃貸収入814百万円(同4.1%減)、その他の収益604百万円(同89.5%減)を合わせ、合計では6,168百万円(同47.9%減)となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価が3,066百万円(同20.3%減)、不動産賃貸原価75百万円(同31.7%減)、その他の原価178百万円(同96.0%減)を合わせ、合計では3,320百万円(同60.7%減)となりました。この結果、営業総利益は2,847百万円(同15.8%減)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、出向解消による人件費の増加、既存債権の回収進捗により貸倒引当金の繰り入れ額が減少したことなどから、主に給料手当247百万円(同18.7%増)、貸倒関連費用350百万円(同0.7%減)等を計上し、合計1,495百万円(同10.6%減)となりました。この結果、営業利益は1,351百万円(同20.9%減)となりました。

営業外収益は128百万円(同33.3%減)となり、また、営業外費用につきましては、主に支払利息972百万円(同43.3%減)により、合計で1,036百万円(同44.3%減)となりました。この結果、経常利益は443百万円(同985.7%増)となりました。

特別利益は96百万円(同312.7%増)となり、主に日本振興銀行株式会社の投資有価証券評価損394百万円及び中小企業信用機構株式会社の投資有価証券売却損547百万円等を特別損失として計上したことにより、税金等調整前当期純損失△451百万円(前連結会計年度は税金等調整前当期純利益44百万円)となりました。

また、繰延税金負債の取崩しによる法人税等関連費用△49百万円、少数株主利益108百万円(前連結会計年度比6.9%減)の計上により、当期純損失は△510百万円(前連結会計年度は当期純利益406百万円)となりました。

以上のような状況をうけまして、当連結会計年度におきましては当期純損失を計上したことから、株主の皆様には大変申し訳なく存じますが、当期及び次期の配当金につきましては見送ることとさせていただきます。今後につきましては早期の復配を実現すべく、更なる経営改善を図り、安定的に利益が計上できる収益構造を構築してまいります。

セグメント業績は、次のとおりであります。

(債権管理回収事業)

債権管理回収事業につきましては、新たな不良債権の買取は低調に推移いたしましたが、既存債権の回収進捗により、営業収益5,113百万円、営業利益606百万円となりました。

(不動産関連事業)

不動産関連事業につきましては、主に買取不動産に係る不動産賃貸収入の計上により、営業収益830百万円、営業利益544百万円となりました。

(その他の事業)

その他の事業につきましては、営業収益224百万円、営業利益200百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
短期借入金	16,120	—	821	15,299
長期借入金	6,095	500	1,649	4,946
社債	500	—	500	—
合計	22,715	500	2,970	20,245

(注) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	5,638 百万円
借入実行金額	△5,638 百万円
差引額	— 百万円

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は7百万円であり、その主なものは、基幹システム改修に伴う無形固定資産の取得5百万円によるものであります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

期 別	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期 (当連結会計年度)
決 算 年 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月
営 業 収 益	27,859	13,610	11,837	6,168
経 常 利 益	3,245	△6,729	40	443
当 期 純 利 益	1,258	△8,856	406	△510
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	1,157円94銭	△7,799円37銭	166円66銭	△391円78銭
総 資 産	56,717	36,709	30,719	27,233
純 資 産	10,555	3,701	7,238	6,394
自 己 資 本 比 率	15.8%	1.9%	10.0%	9.3%
1 株 当 た り 純 資 産 額	8,204円92銭	402円54銭	559円88銭	151円41銭

(注) 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

(5) 対処すべき課題

金融市場、不動産市況の低迷等の影響から、当社グループの事業環境及び財務環境は厳しい状況が続くなか、現在の資産と負債の圧縮並びにコストの削減に努め、これまで培ってきた債権管理回収業務及び不動産関連業務に関するノウハウを十分に生かし、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスのとれた業務運営を推進し、資金効率を高めた収益構造への転換を図ることが最優先の経営課題であると認識しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、特に下記の課題に重点をおき対処していく方針であります。

①資産と負債の圧縮

既存の買取債権の回収及び売却の促進による、取引金融機関からの借入金返済財源の確保

②資金効率を高めた収益構造への転換

債権回収業務及び不動産関連業務に関する受託業務、アドバイザー業務の拡大により、有利子負債調達に過度に依存せず安定的な収益を獲得

③固定費の圧縮による経費削減

現状の事業規模に見合った組織体制構築等による経費抑制の維持

④新規事業の開発

将来の収益基盤の拡大を図るため、債権管理回収業務及び不動産関連業務に関するノウハウを十分に生かした新規事業を開発

⑤資本政策の検討

財務基盤の強化を図るため、企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び連結子会社14社、持分法適用関連会社8社を含めた計23社で構成されており、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業を主たる事業内容として展開しております。

当社は、平成13年7月に設立された債権回収会社であり、平成13年10月に法務大臣から債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」という。）に基づく債権管理回収業の営業許可を受け業務を開始いたしました。

当社グループの事業は、サービサー法に規定されている金融機関等有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」という。）の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。サービサー法に基づく債権回収会社の業務は、自己の投資判断と資金により買取した債権の管理回収業務と、債権へ投資した第三者からの債権管理回収受託業務とに大別されますが、当社は、自己買取及び管理回収事業をコアビジネスとして展開しております。

また、当社グループは、他の投資家と共同で特定金銭債権の共同買取業務等を行っており、当社は当社グループ会社買取した債権の管理回収業務の受託業務も行っております。

(7) 主要な営業所

① 当社の営業所等

営業所等の名称	設備の内容	所在地
本社	事務所	東京都千代田区

② 主な子会社の営業所等

子会社の名称	営業所等の名称	設備の内容	所在地
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	本社	事務所	東京都千代田区
(有)ミヤコキャピタル	本社	事務所	東京都千代田区
(有)ジェイ・ツー・中国投資	本社	事務所	東京都千代田区

(8) 従業員の状況

平成23年3月31日現在

従業員数	前連結会計年度末比増減
52名 (3名)	7名減 (1名増)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の()は、臨時従業員数の年間平均雇用人員であり、外書で記載しております。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 退職により、従業員数が前連結会計年度末に比べ7名減少しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	3	100.0	投資・不動産関連事業
(有)ミヤコキャピタル	3	100.0	債権買取
(有)ジェイ・ツー・中国投資	3	100.0	投資事業
他11社	—	—	—

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当 社 の 議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
(有)シー・エヌ・キャピタル	3	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・ツー	7	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・スリー	6	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・フォー	6	50.0	債権買取
(有)シー・エヌ・インベストメンツ	3	50.0	不動産関連事業
ス ト ラ テ ッ ク ㈱	100	43.0	企業再生ファンドの運営等
他2社	—	—	—

④ 企業結合の経過

前連結会計年度まで連結範囲に含めていた(合)FEメディカル・インベストメンツ及びその他2社を合わせた計3社が事業終了に伴い清算結了したため、当連結会計年度において連結の範囲より除外しております。なお、清算結了時までの損益計算書を連結しております。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
日 本 振 興 銀 行 株 式 会 社	10,541百万円
中 小 企 業 債 権 回 収 機 構 株 式 会 社	5,400
中 小 企 業 保 証 機 構 株 式 会 社	803
中 小 企 業 信 販 機 構 株 式 会 社	380
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	1,737

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な対策として位置付け、利益の状況や将来の事業展開などを総合的に判断しながら配当による利益還元を行っていくこととしており、グループ経営の成果指標である連結当期純利益に応じた配当を、中間及び期末の年2回実施することを基本方針としております。

しかしながら、当連結会計年度におきましては当期純損失を計上したことから、株主の皆様には大変申し訳なく存じますが、当期及び次期の配当金につきましては見送ることとさせていただきます。今後につきましては早期の復配を実現すべく、更なる経営改善を図り安定的に利益が計上できる収益構造を構築してまいります。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	3,200,000株
	第1回第一種優先株式	20,000株
	第2回第一種優先株式	10,000株
	第3回第一種優先株式	10,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	1,712,440株
	第1回第一種優先株式	20,000株
(3) 当期末株主数	普通株式	7,004名
		(前期末比△493名)
	第1回第一種優先株式	1名
		(前期末比一名)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数			持 株 比 率 (%)
	普通株式	第1回 第一種 優先株式	合計株式	
株式会社インデックス・ホールディングス	312,500株	—	312,500株	18.0
中小企業信販機構株式会社	312,500株	—	312,500株	18.0
N I S グ ル ー プ 株 式 会 社	252,278株	—	252,278株	14.6
中小企業保証機構株式会社	152,270株	20,000株	172,270株	9.9
中小企業信用機構株式会社	153,139株	—	153,139株	8.8
株式会社関西フィナンシャル・ポート	77,000株	—	77,000株	4.4
株式会社N I Sリアルエステート	75,270株	—	75,270株	4.3
日本振興銀行株式会社	54,300株	—	54,300株	3.1
合 田 益 己	15,383株	—	15,383株	0.9
寄 岡 正 一	8,440株	—	8,440株	0.5

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当又は主な職業	重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 執行役員	合 田 益 己		
代表取締役社長 兼 執行役員	森 泉 浩 一	投資事業部長	
常兼執行役員 兼 執行役員	山 口 達 也	経営管理部長	
取兼執行役員 兼 執行役員	豊 嶋 秀 直	弁 護 士	
取 締 役	清 水 克 敏		レオアセットマネジメント株式会社 (旧社名：中小企業不動産機構株式会社) 代表取締役 SME不動産販売株式会社 代表取締役
取 締 役	寺 崎 洋 二		レオアセットマネジメント株式会社 (旧社名：中小企業不動産機構株式会社) 社外監査役 SME不動産販売株式会社 監査役
取 締 役	斉 藤 守		中小企業債権回収機構株式会社 使用人
監 査 役	白 石 幸 雄		
監 査 役	山 田 啓 之	税 理 士	
監 査 役	出 元 英 伸		中小企業業務機構株式会社 監査役 中小企業管理機構株式会社 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

(1) 就任

平成22年6月25日開催の第9期定時株主総会において、斉藤守氏は社外取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

取締役蜂須賀丈晴、社外取締役小室康二、今村和夫、丸山宏幸、安田兼人の各氏は、平成22年6月25日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

社外取締役寺崎洋二、斉藤守の両氏は、一身上の都合により、それぞれ平成22年9月30日及び同年11月10日をもって、辞任いたしました。なお、重要な兼職の状況は、退任時のものであります。

- 取締役豊嶋秀直氏は、債権管理回収業に関する特別措置法第5条第4項に定める取締役弁護士であります。
- 監査役山田啓之、出元英伸の両氏は、社外監査役であります。
- 監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役	5人	41百万円	
監査役	3人	9百万円	
合計	8人	50百万円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成13年8月2日開催の臨時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人分は含まない）、及び平成18年6月23日開催の第5期定時株主総会において、当該取締役報酬限度額とは別枠として、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に係る報酬等の枠、年額50百万円以内（ただし、使用人分は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成13年8月2日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 期末現在の人員は取締役5名、監査役3名であります。
取締役の支給人員及び報酬等の額には、平成22年6月25日開催の株主総会終了の時をもって退任した取締役1名に対するものが含まれております。なお、同総会終了の時をもって退任した社外取締役4名及び当事業年度中に辞任した社外取締役2名は無報酬であります。また、期末現在の人員には、無報酬の取締役1名が存在しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との兼職状況

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外取締役	斉藤 守	中小企業債権回収機構株式会社	使用人

- (注) 1. 当社は中小企業債権回収機構株式会社との間に、資金の借入等の取引関係があります。
2. 斉藤守氏は平成22年11月10日に社外取締役を辞任いたしました。なお、他の法人等の業務執行者との兼職状況は、退任時のものであります。

② 他の法人等の社外役員との兼職状況

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外取締役	寺崎 洋二	レオアセットマネジメント株式会社（旧社名：中小企業不動産機構株式会社）	社外監査役
社外監査役	出元 英伸	中小企業管理機構株式会社	社外監査役

- (注) 1. 当社は、レオアセットマネジメント株式会社（旧社名：中小企業不動産機構株式会社）との間に、業務委託契約の取引関係があります。
2. 寺崎洋二氏は平成22年9月30日に社外取締役を辞任いたしました。なお、他の法人等の社外役員との兼職状況は、退任時のものであります。
3. 当社は、中小企業管理機構株式会社との間に、事務所賃貸借契約の取引関係があります。

③ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
社外取締役	寺崎 洋 二	SME不動産販売株式会社	監査役
社外監査役	出元 英 伸	中小企業業務機構株式会社	監査役

- (注) 1. 当社の子会社は、SME不動産販売株式会社との間に、業務委託契約の取引関係があります。
 2. 寺崎洋二氏は平成22年9月30日に社外取締役を辞任いたしました。なお、他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係は、退任時のものであります。
 3. 当社は、中小企業業務機構株式会社との間には、重要な関係はありません。

④ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

⑤ 社外役員の子な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	寺崎 洋 二	平成22年9月30日に退任するまでに開催された取締役会9回中9回に出席し、主に出身分野である銀行業の経験・知見から発言を行って参りました。
取締役	斉藤 守	平成22年6月の就任後、同年11月10日に退任するまでに開催された取締役会7回中3回に出席し、主に出身分野である債権管理回収業の経験・知見から発言を行って参りました。
監査役	山田 啓之	当事業年度中に開催の取締役会17回中15回、監査役会15回中14回に出席し、主に税理士としての豊富な経験と専門的見地から発言を行って参ります。
監査役	出元 英伸	当事業年度中に開催の取締役会17回中10回、監査役会15回中11回に出席し、主に出身分野である銀行業の経験・知見から発言を行って参ります。

⑥ 責任限定契約に関する事項

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結して参ります。

当社の各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする事として参ります。

⑦ 社外役員の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	当社の子会社からの役員報酬等
社外取締役	一人	一百万円	一百万円
社外監査役	2人	3百万円	一百万円
合計	2人	3百万円	一百万円

(注) 期末現在の社外役員は、社外監査役2名であります。

なお、平成22年6月25日開催の株主総会終結の時をもって退任した社外取締役4名及び当事業年度中に辞任した社外取締役2名は無報酬であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	金額
①報酬等の額	18百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

(注) 当社と会計監査人との間の契約において会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬を含めた合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任するものいたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告するものいたします。

この他、監査役が、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認める場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを、取締役会に対し請求し、又は、取締役会に同意を求められたときは同意するものいたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制確立のため、以下のとおり体制を整備することとする。

- ①「経営管理部」をコンプライアンス担当部門とし、コンプライアンス規程等の整備とその運用を図る。
- ②「内部監査部」は、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止及びその改善を行う。
- ③「経営管理部」は、「内部監査部」、「事務管理部」、「法務部」と連携し、コンプライアンスの全取締役及び使用人への浸透を図るため、定期的な研修を行う。

(2) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報及び文書の取扱いについて、法令で作成・保管が義務づけられている情報及び文書の他、会社の重要な意思決定、及び重要な業務執行に関する情報及び文書等に関して、「文書管理規程」「文書管理細則」に基づき、適切に保存及び管理するものとする。また、これらの規程を必要に応じて改訂し、又は関連規程等との調整を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「経営管理部」をリスク管理統括部門とし、リスク管理規程等の整備とその運用を図る。
- ②「経営管理部」は、関連部門と連携して当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- ③新たに生じたリスクに対応するため、必要に応じ、社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役又は部署長を定める。
- ④リスクその他重要事実の開示体制については、「内部者取引管理規程」に定める当社内部情報の管理に基づき体制を整備する。
- ⑤「経営管理部」は、全取締役及び使用人について研修を実施し、リスク管理に関する個々の意識醸成を促す。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の経営戦略決定を受けて、迅速に職務を執行できる体制を構築し、経営・監督と業務執行の責任と権限を明確化する。

- ① 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ② 取締役会は、事業環境の動向を踏まえた経営方針に基づき事業計画を策定し、各部門においては、計画達成に向け具体的な行動計画を立案する。
- ③ 通常の職務遂行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」に基づき、権限と責任を明確化する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループにおける業務の適正を確保するため、以下のとおり体制を整備することとする。

- ① 「経営管理部」は、グループの業務の円滑化を図るとともに、「関連会社管理規程」等グループ管理に関する諸規程に従い、グループ管理体制の整備を行う。
- ② 「内部監査部」は、定期的にグループ会社の監査（業務監査、内部統制監査等）を行うこととし、業務の適正化を推進する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じて監査役を補佐する専任スタッフを配置することができる。また、「内部監査部」を中心とした関係各部門は監査役をサポートする。

(7) 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役を補佐する専任スタッフに関する人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の承認を得なければならないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 全取締役及び使用人は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 前項の報告・情報提供として主なものは、以下のとおりとする。
 - ・ 法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは当該事実

- ・ 内部統制システムの構築状況及び運用状況
- ・ 内部監査部の活動状況
- ・ 内部通報制度の運用状況及び通報内容
- ・ 業績及び業績予想の内容及び財務報告に関する重要開示事項の内容
- ・ 当社の重要な会計方針及び会計基準の変更及びその影響

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による実効的な監査のため、以下の事項を確保するものとする。

- ① 「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査役の経営会議その他の重要な会議への出席等、会社の重要情報に対する監査役のアクセスを保障する。
- ② 監査役会が、その職務を遂行する上で必要とされるときは会計士等の外部専門家の助言等を受けることができることを保障する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求等に対する対応統括並びに責任部署を経営管理部人事総務課とし、情報を一元管理し、反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備に努めております。また、同部署は日頃より管轄警察署との関係構築に努めており、反社会的勢力の関与が発生した際には、速やかに連絡をし対応することとしております。

債権管理回収業を行うにあたっては「債権回収マニュアル」に「暴力団等の特殊団体介入時の対応心構え」を定め、社内外の関係部署と協力しながら、債権管理回収業務への反社会的勢力の参入排除に努めることとしております。

なお、当社は「警視庁管内サービサー暴力団排除協議会」（債権回収業の営業許可を受けたものは入会が義務付けられております）の会員であり、同会が定期的に開催する研修に参加し反社会的勢力の情報収集や不当要求に対する具体的な対応要領等の講習を受講しております。

(注) この事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨ててしております。また、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	24,988	流 動 負 債	18,469
現金及び預金	4,286	短期借入金	15,299
買取債権	12,933	1年内返済予定の長期借入金	2,587
その他の営業債権	922	未払法人税等	10
買取不動産	8,577	その他	572
その他	1,198	固 定 負 債	2,368
貸倒引当金	△2,930	長期借入金	2,358
固 定 資 産	2,245	その他	9
有形固定資産	6	負 債 合 計	20,838
無形固定資産	13	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,224	株 主 資 本	2,526
投資有価証券	2,084	資 本 金	3,036
関連会社長期貸付金	95	資 本 剰 余 金	2,822
その他	45	利 益 剰 余 金	△3,332
		その他の包括利益累計額	14
		その他有価証券評価差額金	14
		新 株 予 約 権	62
		少 数 株 主 持 分	3,792
		純 資 産 合 計	6,394
資 産 合 計	27,233	負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,233

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 営業収益		
買取債権回収高	4,748	
不動産売上高	2	
不動産賃貸収入	814	
その他の収益	602	6,168
II 営業費用		
債権買取原価	3,066	
不動産売上原価	65	
不動産賃貸原価	75	
その他の原価	113	3,320
営業総利益		2,847
III 販売費及び一般管理費		1,495
営業利益		1,351
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	75	
受取手数料	26	
その他の	25	128
V 営業外費用		
支払利息	972	
持分法による投資損失	10	
その他の	53	1,036
経常利益		443
VI 特別利益		
新株予約権戻入益	6	
投資有価証券売却益	82	
受取損害賠償金	8	96
VII 特別損失		
投資有価証券売却損	547	
投資有価証券評価損	427	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1	
その他の	16	992
税金等調整前当期純損失(△)		△451
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	△56	△49
少数株主損益調整前当期純損失(△)		△402
少数株主利益		108
当期純損失(△)		△510

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成22年3月31日残高	3,036	2,822	△2,821	3,037
連結会計年度中の変動額				
当期純損失(△)	-	-	△510	△510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△510	△510
平成23年3月31日残高	3,036	2,822	△3,332	2,526

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
平成22年3月31日残高	42	42	68	4,090	7,238
連結会計年度中の変動額					
当期純損失(△)	-	-	-	-	△510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△28	△28	△6	△297	△332
連結会計年度中の変動額合計	△28	△28	△6	△297	△843
平成23年3月31日残高	14	14	62	3,792	6,394

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ. 継続企業の前提に関する注記

当社グループの主要借入先であった日本振興銀行株式会社は、平成22年9月10日、金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、同年9月13日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。その後、同行から当社グループに対する借入金を平成23年4月25日以降に株式会社整理回収機構その他の金融機関等に譲渡予定である旨の通知を受けております。また、中小企業信用機構株式会社は、平成23年1月28日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。

このような状況下において、当社グループでは、当連結会計年度末において、同行から10,541百万円の借入金及びその他の中小企業振興ネットワーク企業を主債務者とする保証債務2,642百万円、平成22年10月22日に民事再生開始の決定を受けた中小企業保証機構株式会社から803百万円及びその他の中小企業振興ネットワーク企業2社から5,780百万円の借入金があり、その他の中小企業振興ネットワーク企業2社から優先匿名組合出資の受入による2,633百万円の資金調達を行っております。

同行を始めとした資金調達先とは、これまで同行の民事再生手続開始決定後も、適時、借替等の契約更新手続きを行ってまいりましたが、当社グループに対する借入金の新たな譲渡先への譲渡手続きが進まないことから、借替等の更新手続きがなされていない契約が一部発生してきております。当社グループの借入金の返済期限は最長で平成23年6月30日であり、同行からの借入金の新たな譲渡予定先である株式会社整理回収機構及びその他の借入先には、引き続き借替等の要請を行ってまいりますが、借替等の協議が今後合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

株式会社整理回収機構及び中小企業保証機構株式会社を始めとするその他の中小企業振興ネットワーク企業に対して、引き続き借替等の要請を行ってまいります。さらに、当社の企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費削減により、安定した収益構造の確立を図ってまいりました。当連結会計年度においては、保有する日本振興銀行株式会社及び中小企業信用機構株式会社の株式に係る特別損失942百万円を計上し、当期純損失510百万円を計上することになったものの、経常利益443百万円を計上し、営業キャッシュ・フローについても4,048

百万円の収入となっており、引き続き安定した収益基盤の確立を推進することにより、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

しかしながら、現時点においては、財務基盤強化のための資本政策は検討途上にあり、また、株式会社整理回収機構及び民事再生手続中の中小企業保証機構株式会社を始めとする中小企業ネットワーク企業との借替については、今後の協議において最終的な合意を得ていくこととなるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

II. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

子会社はすべて連結しております。

- (1) 連結子会社の数 14社
- (2) 連結子会社の名称 (有)ジェイ・ワン・インベストメンツ、(有)ミヤコキャピタル、(有)ジェイ・ツー・中国投資 その他11社
- (3) 前連結会計年度まで連結範囲に含めていた (合) F Eメディカル・インベストメンツ及びその他2社を合わせた計3社が事業終了に伴い清算終了したため、当連結会計年度において連結の範囲より除外しております。なお、清算終了時までの損益計算書を連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社数 8社
- (2) 関連会社の名称 (有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー、(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツ、ストラテック(株) その他2社
- (3) 前連結会計年度まで持分法適用関連会社を含めておりましたNTP(株)は、出資持分の譲渡により関連会社に該当しなくなりました。
- (4) 連結決算日と異なる関連会社の持分法の適用については、12月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・スリー、(有)シー・エヌ・フォー、(有)シー・エヌ・インベストメンツは、同社の決算に基づく財務諸表を使用しております。5月31日を決算日とする(有)シー・エヌ・キャピタル、(有)シー・エヌ・ツー並びにその他1社は、同社の仮決算に係る第3四半期財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は、次のとおりであります。

会社名	決算日
連結子会社 6 社	12月31日
連結子会社 1 社	2月28日

なお、連結子会社については、同社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。

また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

② 買取不動産の評価基準及び評価方法

買取債権の自己競落又は債権管理回収業の一環として取得した買取不動産については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

なお、買取債権の自己競落により買取不動産を取得した際に発生する買取債権回収差益については、買取不動産売却時まで繰延処理しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は全額当連結会計年度の費用として処理しております。

Ⅲ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準等)

当連結会計年度から、平成20年3月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、各資産科目ごとに取得価額と減価償却累計額に区分掲記しておりました有形固定資産は重要性が低下したため、当連結会計年度より、取得価額から減価償却累計額を控除し、一括して表示する方法に変更しております。

なお、当連結会計年度において各資産科目に含まれている取得価額及び減価償却累計額は以下のとおりであります。

種類	取得価額	減価償却累計額
建物	2百万円	△0百万円
工具、器具及び備品	14百万円	△9百万円

(連結損益計算書関係)

会社計算規則の改正に伴い、当連結会計年度より連結損益計算書において「少数株主損益調整前当期純損失」の科目を表示する方法に変更しております。

また、前連結会計年度において、営業収益の「その他の収益」に含めておりました「不動産賃貸収入」（前連結会計年度 850百万円）は重要性が増加したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

また、前連結会計年度において、営業費用の「その他の原価」に含めておりました「不動産賃貸原価」（前連結会計年度 110百万円）は重要性が増加したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「法人税等還付税額」（当連結会計年度0百万円）は重要性が低下したため、当連結会計年度より、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

IV. 連結貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金及び預金	450百万円
買取債権	2,810百万円
買取不動産	6,051百万円
投資有価証券	990百万円
合計	10,301百万円

上記に対応する債務

短期借入金	8,716百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,562百万円
長期借入金	2,358百万円
合計	13,637百万円

※ なお、上記以外に主要株主であるNISグループ(株)より連帯保証を受けております。
また、上記以外に連結上相殺消去されている子会社出資金2,317百万円を担保提供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 10百万円

3. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	5,638百万円
借入実行金額	△5,638百万円
差引額	一百万円

4. 偶発債務

債務保証

以下の会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。

保証先	ターンアラウンド債権回収㈱
金額	2,642百万円（保証極額2,700百万円）
内容	借入債務

V. 連結株主資本等変動計算書の注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,712,440株
優先株式	20,000株

2. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	3,110株
------	--------

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、サービサー法に規定されている金融機関等が有する貸付債権等の金銭債権（以下「特定金銭債権」）の買取及び当該買取債権の管理回収に関する業務が主体であります。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入による間接金融と社債の発行、優先出資等による直接金融により資金の調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として特定金銭債権であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、投資有価証券は、主に株式及び組合出資金であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金及び優先出資等は、一定の環境下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、当社が定める諸規則に従い、買取債権及び貸付金について、主管部署が顧客毎の状況を定期的にモニタリングし、期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、主管部署において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利での調達を推進しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、投資先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき主管部署が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注2)を参照ください。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,286	4,286	—
(2)買取債権	12,933		
貸倒引当金(※1)	△2,358		
	10,575	10,575	—
(3)貸付金			
営業貸付金	922		
短期貸付金	900		
関連会社長期貸付金	95		
貸倒引当金(※1)	△571		
	1,345	1,345	—
(4)投資有価証券			
その他有価証券	97	97	—
資産合計	16,305	16,305	—
(1)短期借入金	15,299	15,299	—
(2)長期借入金	4,946	4,958	12
負債合計	20,245	20,257	12

(※1) 買取債権及び貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、定期預金については、短期間で満期を迎えるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買取債権

買取債権については信用リスクを加味した見積将来キャッシュ・フロー等による回収可能見込額に基づいて買取価額を決定しております。

個々の債務者の信用状態が買取後大きく異なっていない場合には、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、個々の債務者の信用状態が買取後大きく異なり、見積将来キャッシュ・フローが買取時より減少している場合には、当該減少分を貸倒見積高として算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 営業貸付金、短期貸付金及び関連会社長期貸付金

営業貸付金のうち、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、貸倒懸念債権については見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、組合出資金については、組合財産を時価評価できるものは時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しております。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	連結貸借 対照表計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が、取得 原価を超えるもの	組合出資金	74	97	23
	小計	74	97	23
	合計	74	97	23

負債

(1) 短期借入金

短期借入金については、短期間で返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価について、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (4)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式 (※1)	88
②投資事業有限責任組合出資金 (※2)	378
③匿名組合出資金 (※2)	1,519
④優先出資証券 (※1)	0
合計	1,986

(※1) 非上場株式及び優先出資証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 匿名組合出資金は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	4,286	—	—	—	—	—
買取債権	163	122	116	122	93	73
貸付金						
営業貸付金	50	—	—	—	—	—
短期貸付金	900	—	—	—	—	—
合計	5,399	122	116	122	93	73

※買取債権及び貸付金のうち貸倒懸念債権等、償還予定額が見込めない13,209百万円は含めておりません。

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	15,299	—	—	—	—	—
長期借入金	2,587	1,458	204	204	204	492
合計	17,886	1,458	204	204	204	492

VII. 1株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額 151円41銭
2. 1株当たり当期純損失(△) △391円78銭
 - ・ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎
 - 連結損益計算書上の当期純損失(△) △510百万円
 - 普通株式に係る当期純損失(△) △670百万円
 - 普通株主に帰属しない金額の内訳
 - 優先株式に係る配当金 160百万円
 - 普通株主に帰属しない金額 160百万円
 - ・ 普通株式の期中平均株式数 1,712,440株

VIII. その他の注記

(追加情報)

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準25号平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

貸 借 対 照 表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	12,986	流 動 負 債	14,357
現金及び預金	3,611	短期借入金	13,503
買取債権	11,132	1年内返済予定の長期借入金	712
前払費用	10	未払金	58
預け金	53	未払費用	11
その他	19	未払法人税等	9
貸倒引当金	△1,841	預り金	11
固 定 資 産	8,586	その他	49
有形固定資産	6	固 定 負 債	6,139
無形固定資産	13	長期借入金	2,358
投資その他の資産	8,566	債権譲渡見合債務	3,771
投資有価証券	127	繰延税金負債	9
関係会社株式	68	負 債 合 計	20,496
その他の関係会社有価証券	393	純 資 産 の 部	
出資金	1	株 主 資 本	999
関係会社長期貸付金	10,161	資本金	3,036
その他	19	資本剰余金	2,822
貸倒引当金	△2,206	資本準備金	2,822
		利益剰余金	△4,859
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	△4,861
		別途積立金	1,500
		繰越利益剰余金	△6,361
		評価・換算差額等	14
		その他有価証券評価差額金	14
		新株予約権	62
		純 資 産 合 計	1,075
資 産 合 計	21,572	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,572

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 営業収益		
買取債権回収高	4,393	
その他の収益	325	4,719
II 営業費用		
債権買取原価	2,740	
その他の原価	12	2,752
営業総利益		1,966
III 販売費及び一般管理費		1,060
営業利益		905
IV 営業外収益		
受取利息	637	
受取配当金	0	
その他の	8	646
V 営業外費用		
支払利息	802	
社債利息	3	
投資事業組合運用損	277	
その他の	52	1,136
経常利益		415
VI 特別利益		
新株予約権戻入益	6	
貸倒引当金戻入額	412	
投資有価証券売却益	25	443
VII 特別損失		
投資有価証券売却損	547	
投資有価証券評価額	427	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1	
その他	0	976
税引前当期純損失(△)		△116
法人税、住民税及び事業税	3	3
当期純損失(△)		△119

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計					
平成22年3月31日残高	3,036	2,822	2,822	2	1,500	△6,242	△4,740
事業年度中の変動額							
当期純損失(△)	-	-	-	-	-	△119	△119
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△119	△119
平成23年3月31日残高	3,036	2,822	2,822	2	1,500	△6,361	△4,859

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権		
平成22年3月31日残高	1,118	42	42	68	1,229	
事業年度中の変動額						
当期純損失(△)	△119	-	-	-	△119	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	△28	△28	△6	△35	
事業年度中の変動額合計	△119	△28	△28	△6	△154	
平成23年3月31日残高	999	14	14	62	1,075	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

当社の主要借入先であった日本振興銀行株式会社は、平成22年9月10日、金融庁の行政処分により預金保険機構の管理下に置かれ、同年9月13日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。その後、同行から当社グループに対する借入金を平成23年4月25日以降に株式会社整理回収機構その他の金融機関等に譲渡予定である旨の通知を受けております。また、中小企業信用機構株式会社は、平成23年1月28日に東京地方裁判所から民事再生手続開始の決定を受けました。

このような状況下において、当社では、当事業年度末において、同行から6,870百万円の借入金、平成22年10月22日に民事再生開始の決定を受けた中小企業保証機構株式会社から803百万円及びその他の中小企業振興ネットワーク企業2社から5,780百万円の借入金があり、その他の中小企業振興ネットワーク企業2社から連結子会社を通じた優先匿名組合出資の受入により2,633百万円の資金調達を行っております。

同行を始めとした資金調達先とは、これまで同行の民事再生手続開始決定後も、適時、借替等の契約更新手続きを行ってまいりましたが、当社に対する借入金の新たな譲渡先への譲渡手続きが進まないことから、借替等の更新手続きがなされていない契約が一部発生してきております。当社の借入金の返済期限は最長で平成23年6月30日であり、同行からの借入金の新たな譲渡予定先である株式会社整理回収機構及びその他の借入先には、引き続き借替等の要請を行ってまいります。借替等の協議が今後合意に至らない場合、当社の資金繰りが著しく悪化する可能性があります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

株式会社整理回収機構及び中小企業保証機構株式会社を始めとするその他の中小企業振興ネットワーク企業に対して、引き続き借替等の要請を行ってまいります。さらに、当社の企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務における受託業務・アドバイザー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費削減により、安定した収益構造の確立を図ってまいりました。当事業年度においては、保有する日本振興銀行株式会社及び中小企業信用機構株式会社の株式に係る特別損失942百万円を計上し、当期純損失119百万円を計上することになったものの、経常利益については415百万円を計上しており、引き続き安定した収益基盤の確立を推進することにより、借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

しかしながら、現時点においては、財務基盤強化のための資本政策は検討途上にあり、また、株式会社整理回収機構及び民事再生手続中の中小企業保証機構株式会社を始めとする中小企業ネットワーク企業との借替については、今後の協議において最終的な合意を得ていくこととなるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

Ⅱ. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として処理しております。

6. 会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準等)

当事業年度から、平成20年3月31日公表の「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号)を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

7. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

前事業年度において、各資産科目ごとに取得価額と減価償却累計額に区分掲記しておりました有形固定資産は重要性が低下したため、当事業年度より、取得価額から減価償却累計額を控除し、一括して表示する方法に変更しております。

なお、当事業年度において各資産科目に含まれている取得価額及び減価償却累計額は以下のとおりであります。

種類	取得価額	減価償却累計額
建物	2百万円	△0百万円
工具、器具及び備品	14百万円	△9百万円

(損益計算書関係)

前事業年度において、区分掲記しておりました「関係会社株式評価損」(当事業年度 0百万円)及び「その他関係会社有価証券評価損」(当事業年度 0百万円)は重要性が低下したため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。

Ⅲ. 貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産

現金及び預金	450百万円
買取債権	1,821百万円
投資有価証券	0百万円
合計	2,271百万円
上記に対応する債務	
短期借入金	6,920百万円
1年内返済予定の長期借入金	687百万円
長期借入金	2,358百万円
合計	9,966百万円

なお、上記以外に子会社の買取不動産5,521百万円、投資有価証券1,450百万円の担保提供を受けており、主要株主であるNISグループ(株)より連帯保証を受けております。

また、上記以外に子会社の借入金3,671百万円に対して買取債権989百万円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 10百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示したものを除く）

(1) 金銭債権	5百万円
(2) 金銭債務	3,811百万円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	5,638百万円
借入実行金額	△5,638百万円
差引額	一百万円

5. 偶発債務

債務保証

次の関係会社について、金融機関からの借入に対して、債務保証を行っております。

保証先	金額	内容
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	3,671百万円	借入債務

IV. 損益計算書の注記

関係会社に対する取引高

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 営業取引の取引高 | 1,326百万円 |
| (2) 営業取引以外の取引高 | 1,351百万円 |

V. 株主資本等変動計算書の注記

当事業年度における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

VI. 税効果会計の注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金繰入限度超過額	1,271百万円
貸倒損失自己否認額	32百万円
未実現利益に係る一時差異	20百万円
株式報酬費用否認額	25百万円
投資有価証券評価損否認額	21百万円
関係会社株式評価損否認額	5百万円
繰越欠損金	2,308百万円
その他	3百万円
評価性引当額	△3,688百万円
繰延税金資産合計	一百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	9百万円
繰延税金負債合計	9百万円
繰延税金負債純額	9百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

Ⅶ. リースにより使用する固定資産の注記

コンピュータ・システム一式等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累 計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
工具、器具及び備品	14	13	0
ソフトウェア	10	7	2
合計	24	20	3

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	2百万円
1年超	0百万円
合計	3百万円

3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	5百万円
減価償却費相当額	5百万円
支払利息相当額	0百万円

4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期の配分方法については、利息法によっております。

VIII. 関連当事者との取引の注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	中小企業 信販機構(株)	18.2 (直接)	資金の借入	資金の返済 (注) 2	120	短期借入金	380
				利息の支払 (注) 2	32	前払費用	1
主要株主	NISグループ(株)	14.7 (直接)	債務被保証	当社の借入金 に対する債務 被保証(注) 3	4,600	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記取引金額については、消費税は含まれておりません。

2. 資金の借入に係る利息については、借入先の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。

3. 当社は、借入金に対してNISグループ(株)より債務保証を受けており、年率1.0%の保証料を支払っております。なお、平成23年3月4日までは、年率0.1%の保証料を支払っております。当該取引条件の変更が計算書類に与える影響は軽微であります。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈩ジェイ・ワン・ インベストメンツ	100.0 (直接)	資金の貸付	資金の回収 (注) 1	908	関係会社 長期貸付金	10,088
				利息の受取 (注) 1	633	—	—
			担保の受入	当社の借入金に 対する担保受入	6,972	—	—
			債務保証	債務保証 (注) 2	3,671	—	—
	㈩西新宿 投資2号	100.0 (直接)	劣後出資	匿名組合契約に 基づく損失の分配	328	その他の関係 会社有価証券	392
		資金の調達	資金の返済	737	債権譲渡 見合債務	3,771	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付に係る利息については、当社の調達金利等を勘案し、両社協議の上決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

2. (㈩)ジェイ・ワン・インベストメンツの借入金に対して、債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 子会社等への貸倒懸念債権等に対して、合計2,206百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において412百万円の貸倒引当金戻入益を計上しております。

Ⅷ. 1株当たり情報の注記

1. 1株当たり純資産額	△740円28銭
2. 1株当たり当期純損失（△）	△163円23銭
・ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純損失（△）	△119百万円
普通株式に係る当期純損失（△）	△279百万円
普通株主に帰属しない金額の内訳	
優先株式に係る配当金	160百万円
普通株主に帰属しない金額	160百万円
・ 普通株式の期中平均株式数	1,712,440株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月13日

ニッシン債権回収 株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員	公認会計士	古藤智弘	㊞
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	齋藤浩史	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において主要借入先である日本振興銀行株式会社が経営破綻したことに伴い、同行からの借入金の新たな譲渡予定先である株式会社整理回収機構及びその他の借入先との借替協議が今後合意に至らない場合には資金繰りが著しく悪化する可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月13日

ニッシン債権回収 株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員	公認会計士	古藤 智 弘	Ⓔ
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	齋藤 浩 史	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において主要借入先である日本振興銀行株式会社が経営破綻したことに伴い、同行からの借入金の新たな譲渡予定先である株式会社整理回収機構及びその他の借入先との借替協議が今後合意に至らない場合には資金繰りが著しく悪化する可能性があり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月16日

ニッシン債権回収株式会社

常勤監査役 白石 幸雄 ㊟

社外監査役 山田 啓之 ㊟

社外監査役 出元 英伸 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。新たな経営体制構築により迅速な意思決定を行う為、2名減員して取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	森 泉 浩 一 (昭和42年4月3日)	平成15年11月 株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ取締役 平成17年2月 当社アセットマネジメント部副部長 平成17年7月 当社アセットマネジメント部長付部長 平成17年9月 当社アセットマネジメント部長 平成18年8月 当社執行役員アセットマネジメント部長 平成19年6月 当社取締役兼執行役員アセットマネジメント部長 平成19年12月 当社取締役兼執行役員投資事業部長 平成21年6月 当社常務取締役兼執行役員投資事業部長 平成22年4月 当社代表取締役社長兼執行役員投資事業部長（現任）	普通株式 624株
2	山 口 達 也 (昭和46年4月5日)	平成6年4月 株式会社ニッシン（現NISグループ株式会社）入社 平成15年10月 同社経営企画部副部長 平成16年3月 当社経営企画部長 平成17年11月 当社経営企画部長兼総務部長 平成18年8月 当社執行役員経営管理部長 平成19年6月 当社常務取締役兼執行役員経営管理部長（現任）	普通株式 2,165株
3	児 玉 讓 (昭和28年2月15日)	昭和62年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 昭和62年4月 飯沼総合法律事務所入所 平成18年1月 同事務所パートナー 現在に至る	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間における特別の利害関係は以下のとおりです。

- (1) 児玉讓氏は、当社の顧問弁護士でありました。また、同氏が所属する飯沼総合法律事務所と当社及び当社の子会社との間に、訴訟委任等の取引関係があります。
 - (2) その他の取締役各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 児玉讓氏は、「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士の候補者であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役山田啓之、出元英伸の両氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	松本健吾 (昭和50年1月13日)	平成11年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成11年4月 片岡総合法律事務所入所 平成13年7月 永山法律事務所入所 平成15年1月 松本総合法律事務所開設 現在に至る	一株
2	池田勉 (昭和46年10月16日)	平成7年10月 青山監査法人入所 平成17年2月 池田公認会計士事務所開設 平成20年5月 赤坂有限責任監査法人代表社員（現任） 現在に至る	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 松本健吾、池田勉の両氏は、社外監査役候補者であります。
 (1) 松本健吾氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から当社の監査を行っていただくためであります。また、上記の理由により、同氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 (2) 池田勉氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づき客観的な立場から当社の監査を行っていただくためであります。また、上記の理由により、同氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 3. 当社は、現行定款において、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款に基づき当社が社外監査役候補者である両氏と締結する予定の責任限定契約の内容は次のとおりです。

（責任限定契約の概要）

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

以上

インターネットでの議決権行使について

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に關してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。
- 3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 5) インターネットに關する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com>又は<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスすることができません。
- 2) 議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右下に記載しております。
- 3) 画面の案内に従い、議決権を行使してください。

3. ご利用環境

パソコンをご利用の場合

- ◎ パソコン Windows®機種
(PDA、携帯電話、ゲーム機には対応しておりません。)
- ◎ ブラウザ Microsoft®Internet Explorer5.5以上
- ◎ インターネット環境 プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
- ◎ 画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

*Microsoft、Windowsは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

4. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5. お問い合わせ先について

- 1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 **インターネットヘルプダイヤル**
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）
(受付時間 9：00～21：00 土日休日を除く)
- 2) 上記1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
(受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く)

以 上

〈メモ欄〉

定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区九段北4丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷
6階「霧島」



●交通機関

- ・地下鉄有楽町線・南北線 市ヶ谷駅A1-1出口
- ・地下鉄新宿線 市ヶ谷駅A1-1またはA4出口
- ・JR中央線（各駅停車）市ヶ谷駅

上記各出口から徒歩約2分